

令和2年

第1回志賀町議会定例会

会 議 録

志賀町議会

令和2年第1回志賀町議会定例会会議録

令和2年2月25日、第1回志賀町議会定例会を志賀町役場議場に招集した。

(午前10時00分 開会)

(出席議員14名)

1番	表	谷	茂	浩
2番	中	谷	松	助
3番	福	田	晃	悦
4番	稲	岡	健	太郎
5番	南		正	紀
6番	寺	井		強
7番	堂	下	健	一
8番	南		政	夫
9番	越	後	敏	明
10番	田	中	正	文
11番	富	澤	軒	康
12番	櫻	井	俊	一
13番	林		一	夫
14番	久	木	拓	栄

(議案説明のため出席した者の職氏名)

町	長	小	泉	勝					
副	町	長	庄	田	義	則			
教	育	長	間	嶋	正	剛			
参		与	新	田	辰	巳			
総	務	課	長	浜	村	大			
富	来	支	所	長	本	吉	茂	樹	
企	画	財	政	課	長	山	下	光	雄
情	報	推	進	課	長	門	口	和	彦
税	務	課	長	岡	部	亮			
住	民	課	長	西	清	孝			

健康福祉課長	高野正
環境安全課長	宮下隆
商工観光課長	荒川仁
農林水産課長	大谷清樹
まち整備課長	関田勝行
富来病院事務長	川畑智
会計管理者(会計課長)	北富美夫
学校教育課長	山口勝好
生涯学習課長	平井清

(職務のために出席した者の職氏名)

議会事務局長	出崎茂男
議会事務局参事	前田稔
議会事務局主幹	坂上大輔

(議事日程)

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 町長提出 報告第2号及び議案第2号ないし第35号(提案理由説明)

(開 会 ・ 開 議)

寺井強議長 ただ今の出席議員は14名であります。

定足数に達しておりますので、ただ今から、令和2年第1回志賀町議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

寺井強議長 日程に入り、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員に、12番 櫻井俊一君、13番 林一夫君を指名します。

日程第2 会期の決定

寺井強議長 次に、会期の決定を行います。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月13日までの18日間としたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

寺井強議長 ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から3月13日までの18日間と決定しました。

日程第3 諸般の報告

寺井強議長 次に、諸般の報告を行います。

諸般の報告は、お手元に配付のとおりであります。

諸般の報告を終わります。

日程第4 町長提出 報告第2号及び議案第2号ないし第35号(提案理由説明)

寺井強議長 次に、本日町長から提出のありました、報告第2号及び議案第2号ないし第35号を一括して議題とします。

以上の各件に対する提案理由の説明を求めます。

小泉町長。

小泉勝町長 議長。

令和2年第1回志賀町議会定例会の開会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

中国に端を発する新型コロナウイルスの感染が世界規模で拡大し、日を追うごとに感染者が増加しております。

各国では、中国との航空便の減便や運休、さらには、感染者の多い国に対する入国規制や渡航抑制の呼びかけを行うなど、感染拡大を防止するための措置を講じております。

そして、日本国内でも感染が拡大しており、昨日現在で、感染者は、クルーズ船を含め851人となっており、全国各地でスポーツ大会やイベントなど、不特定

多数の人が集まる催しを中止・延期するなどの対策が取られております。

こうした状況の中で、先週22日に石川県でも初めて、50歳の県職員が感染し、翌日には、その息子さんの感染も確認されました。

さらに、昨日、50代と60代の2名の感染も確認されました。

県内でも感染者が4名となり、市中感染の段階に入ったと言える状況となっておりますので、町民の皆様には、マスクの着用やうがい・手洗いの徹底、さらには、多くの人が集まる場所へ行くことを避けるなど、自分の身は自分で守る行動に努めていただきたいと思います。

本町においても、昨日、生涯学習フェアの開催を予定しておりましたが、こうした考えのもと、町民の安全を優先し、急遽、中止させていただいたところであります。

関係各位には、ご迷惑をお掛けすることとなりましたが、ご理解いただきますようお願いを申し上げます。

また、町では、昨日、全課長を集め新型コロナウイルス対策連絡会議を開催し、感染防止等にかかる各課の対応について協議したところであります。

そして、国においては先週、新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安を公表し、発熱など風邪の症状がみられる時は、学校や会社を休み、外出を控えて、毎日体温を測定、記録するよう要請しているところであります。

症状が続く場合、すぐに医療機関を受診するのではなく、一般の人や子どもは、風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続く場合、又は、強いだるさや息苦しさがある場合、また、高齢者や、糖尿病、心不全などの基礎疾患のある方は重症化しやすいとして、発熱が2日続いた段階で、まず、保健所などに開設した相談窓口で電話で相談するよう求めています。

志賀町の場合は、最寄りの能登中部保健福祉センターの相談窓口で電話をしていただくことになります。

町としても、様々な予防対策等について周知していきますので、町民の皆様には、正しい知識を持って、適切に対応していただくようお願いを申し上げます。

また、国においては、感染者が国内でさらに増える事態に備え、本日、重症化リスクの高い高齢者や持病がある方の治療を優先するための総合的な基本方針を策定することとしておりますので、この国の方針に基づく行動に努めていただき

たいと思っております。

この事態が一日も早く収束し、安心できる環境となることを願うものであります。

それでは、はじめに、令和2年度の当初予算案についてその概要をご説明いたします。

来るべき新年度は、第2次志賀町総合計画の4年目の年であり、また、第2期志賀町創生総合戦略のスタートの年にあたり、町税の減少など、厳しい財政運営が続いておりますが、人口減少に歯止めをかけ志賀町らしさを活かしたさらなる地方創生の実現に向け、各種施策を推進していくこととしております。

また、これまで以上に事業の選択と集中に努め、頻発する自然災害に備えた防災・減災対策をはじめ、移住・定住の促進や交流人口の拡大、オリンピックの開催効果を取り込む事業など、優先度の高い事業について、可能な限り予算に反映したところであります。

このような方針のもとで予算編成を行った結果、令和2年度一般会計当初予算は、文化ホールや保健福祉センター、陸上競技場の改修などの大型事業が完了したことに伴い、対前年度6億6,000万円減の118億4,000万円となっております。

また、特別会計と企業会計を合わせた予算総額は、対前年度、約3億8,000万円減の237億9,898万3,000円となっております。

以降、新年度予算における主な施策について、順次ご説明いたします。

はじめに、若者の移住定住の促進についてであります。

定住促進住宅地みらいとうぶの分譲状況は、第2期分譲の31区画について、残り2区画、第3期分譲の16区画については、残り3区画となっております。

これにより、みらいとうぶ全79区画のうち、74区画が分譲済となったわけですが、残る5区画についても、予算に計上した、みらいとうぶ定住促進奨励金の魅力ある制度をPRするなどして、早期の完売を目指していきます。

また、富来地域に整備したますほの丘住宅の入居状況につきましては、単身者棟8戸については5世帯が、ファミリー棟12戸については6世帯が入居されております。

町としては、引き続き、広く入居者を募集し、移住・定住を促していきたいと考えております。

そのほか、移住者を対象とした、住まいづくり奨励金、賃貸住宅家賃助成や空き家リフォーム再生助成金、UIターン及び新規学卒者を対象とした、ふるさと就業促進奨励金などの予算を計上し、若い世代の移住定住を促進していきます。

次に、観光振興による交流促進についてであります。

地域資源を最大限に活用し、多様な関係者を巻き込み、稼げる観光地づくりを進めていくDMO法人として、今年5日に一般社団法人志賀町観光協会が設立され、本年4月1日から新たに業務を開始することになります。

今定例会において議案として提出しておりますが、能登リゾートエリア増穂浦の指定管理者をこの新たな志賀町観光協会に変更し、本施設を拠点に町の観光振興や交流人口の拡大に向けた各種事業を実施していく計画であります。

その事業の一つとして、本町に訪れる観光客に、増穂浦海岸で36種類の貝殻を集めてもらう三十六歌仙貝コレクション事業を実施していきます。

増穂浦海岸は、鎌倉の由比が浜、紀伊の和歌浦と並ぶ、日本小貝三大名所の一つで、古くから、この海岸に打ち寄せられる貝殻を集め、標本箱を作る風習があります。

今では打ち寄せられる貝殻も少なくなり、36種類すべてを見つけることは難しいと思われていますが、集めた貝殻の種類の数によって町優良特産品や施設の割引券などを贈呈するといった企画で実施するものであります。

到底一度で集められるものではなく、貝寄せの風が吹くと言われる冬のシーズンにも幾度となく本町を訪れていただくことが期待できるのではないかと考えております。

一般社団法人 志賀町観光協会においては、こうした事業を積極的に実施することで、観光誘客の促進と交流人口の拡大に繋げていただきたいと考えております。

次に、子育てサポートの充実についてであります。

少子高齢化や核家族化が進み、妊娠や育児に不安を抱える子育て家庭が増える中で、妊娠から子育てにわたる切れ目のない支援を行うため、新年度より保健福祉センターに子育て世代包括支援センターを開設することとしました。

同センターでは、保健師が常駐し妊産婦や乳幼児等の実情の把握、妊娠や子育ての悩み・心配ごとの相談、子育て支援に関する情報の提供などを行うほか、必

要に応じ関係機関との連絡調整を行います。

これに伴い、母子健康手帳の交付については、これまで本庁舎と富来支所の窓口でも交付していましたが、4月1日以降は、子育て世代包括支援センターの窓口一本化することとしますので、ご理解をお願いいたします。

ただし、特別な事情があり、富来支所での交付を希望される場合にあっては、保健師が出向いて交付することとします。

そのほか、新年度から子どものインフルエンザ予防接種費用の助成について、現行の1歳から対象としているものを生後6か月からに拡充し、インフルエンザの発症と重症化の予防を図り、子育て世代の負担軽減を図っていきます。

また、本町に住所を有し保育園や認定こども園に通園している児童が、病院等に付設された病児・病後児保育施設、近隣では、恵寿総合病院にありますが、その利用にかかる費用を助成する制度を新たに創設し支援していきます。

さらに、新生児の耳の聞こえに問題がある場合には、言葉の発達に大きく影響があることから、すべての新生児が聴覚検査を受診することができるよう、一人1回に限り、5,000円を上限として、検査費用を助成する制度を新たに創設し、支援していきます。

次に、教育環境の充実についてであります。

これまで、町では、小学校特別支援員の増員や、全校に外国語指導助手と学校図書館司書を配置してきたほか、学習サポート事業や英語・数学・漢字検定料の補助など様々な施策を推進してきました。

現在、国においては、令和5年度までに小中学生が1人1台端末を使えるよう、ICT環境の整備を推進しております。

今定例会においては、まずは、小中学校の高速大容量ネットワークの整備にかかる関連経費を補正予算に計上し、新年度においても引き続き1人1台のパソコン端末の導入に向け、ICT環境の整備を進めていきたいと考えております。

次に、企業誘致の推進についてであります。

現在、町では、能登中核工業団地の日立製作所裏に位置する新たな工場用地の整備を進めているところであります。

新年度においては、進入道路などを整備する計画であり、今後も積極的な誘致活動を展開し、雇用の拡大を図っていききたいと考えております。

また、先日の新聞報道にもありましたように同工業団地で電子機械部品製造を手掛けるUHT株式会社が次世代通信規格の5G関連部品の製造を行うため、工場を増設する計画を発表しました。

本年5月から建設工事に着手し来年春の完成、操業を目指す予定であり、工場を増設にかかる雇用については、当初は5人程度ですが、5年後には20人に増やす計画ということであります。

さらに、電子部品製造の石川サンケン株式会社においては、事業再編の一環として、サンケンオプトプロダクツと石川サンケンの堀松工場を統合し、半導体部品パワーモジュールの専用工場に転換する方針を打ち出し、数十億円規模の設備投資を行う計画を発表しました。

本年、10月から建屋の改修に着手し来年3月には工事を完了する予定であり、順次、生産ラインを増設していくとのことであります。こうした嬉しいニュースがあったところであり、町としては、対象企業に対し可能な限りの支援をしていきたいと考えております。

次に、農林水産業の振興についてであります。

農業の振興については、石川県がブランド品目として生産を推奨しているエアリーフローラの栽培を拡大させるため、JA志賀花き部会が実施する、パイプハウスの整備や暖房機器、球根専用冷蔵庫の購入に対し、支援していきます。

また、高品質な志賀米の普及とブランド化を推進していくため、JA志賀が実施するカントリーエレベーターの改修工事や、低温ラック倉庫の空調機器更新工事に対し、助成・支援を行います。

林業の振興については、集落周辺の森林の見通しを良くし、イノシシなどの出没を抑制する緩衝帯整備事業を継続して実施するほか、森林環境譲与税を活用し、間伐等の森林整備や経営管理の意向調査を実施していきます。

水産業の振興については、災害時などの停電時において、水産物の品質を保持するため、石川県漁協西海支所が実施する非常用電源装置の整備に対し国の補助も受けて支援をしていきます。

次に、健康づくりの推進についてであります。

町民の健康づくりに関しましては、新年度において国民健康保険と後期高齢者医療保険の加入者が健診を受けた場合に、志賀・とぎの両スタンプ会のポイント

を付与する健康ポイント事業を新たに実施していきます。

また、金沢大学との連携事業で実施している町民の健康づくり事業を継続して実施し、さらなる町民の健康づくりへの関心を高めていきます。

次に、スポーツの振興についてであります。

本町では、昨年、東京オリンピック・レスリング競技のアゼルバイジャン共和国と日本代表チームとの合同合宿の受け入れを行い、町民の皆様にも世界トップレベルのアスリートと交流していただいたところであります。

その後、昨年末アゼルバイジャン共和国からは、パラリンピックの柔道競技などの事前合宿の受け入れ要請があり、昨日、調印したところであります。

さらに、東ヨーロッパのアルバニア共和国からも、事前合宿について打診があり、現在、調整を進めているところであります。

本年、7月24日からは、待ちに待った東京オリンピックが、8月25日からは、パラリンピックが開幕することになります。

新型コロナウイルスの影響が懸念されるところではありますが、本町としてはオリンピックの開催効果を少しでも取り込み、交流人口の拡大を図っていくためしっかり準備を進めていきたいと考えております。

そして、オリンピック・パラリンピックを一つの契機として、さらなる町のスポーツ振興と国際交流の推進にも繋げていきたいと考えております。

次に、防災体制の充実についてであります。

近年、自然災害が頻発する中で本町においては、一昨年、記録的な豪雨により大きな被害を受けました。

また、昨年も、8月末の九州北部豪雨をはじめ、9月、10月の台風の上陸などにより、千曲川や阿武隈川が氾濫するなど、全国各地で甚大な被害が発生しております。

このような状況を踏まえ、昨年のタウンミーティングは、台風や集中豪雨時における住民の避難行動等についてをテーマとして開催したところあります。

新年度予算では、その際にご意見のありました集中豪雨時等を想定した地区単位の防災訓練の実施に対し、計画の立案等の支援を町が行い、地域と連携した訓練を実施するほか、講演会などを開催していきます。

また、町内の自主防災組織は38地区で結成率は約28パーセントとまだまだ低く、

活動が十分でない組織も見受けられることから、結成率の向上と活動の充実に取り組んでいきます。

町としては、自助とともに地域における共助の観点からも町民のさらなる防災意識の向上と地域の防災力の強化を図っていきたくと考えております。

さらに、豪雨災害における被害を防止するため、町が管理する河川のうち、緊急性の高い箇所への堆積土砂の除去や、支障木の伐採を最優先事業に位置付け、町単独事業で実施してまいります。

そのほか、今年度見直しを行っている土砂災害ハザードマップなどについては、全戸配布やホームページに掲載するなどし、周知していくとともに集中豪雨時等の自主避難所である西山台の地域交流センターと富来活性化センターにおけるWi-Fi環境を整備してまいります。

また、災害時における資機材や備蓄品の充実などに継続して取り組み、さらなる防災体制の強化に努めてまいります。

次に、伝統文化の継承についてであります。

本町では、能登の里山里海の豊かな自然景観や恵まれた農林水産物、受け継がれてきた伝統芸能や文化などの地域資源を町の魅力として情報発信し、地域の活性化に繋げてきたところであります。

その取り組みの成果として、平成23年6月には、能登の里山里海が世界農業遺産として認定され、平成27年4月には能登のキリコ祭りが文化庁の日本遺産に認定されております。

そして、先月末、第2弾の日本遺産認定を目指し、江戸時代に北前船の西回り航路の寄港地として栄えた福浦港などを有する町として、北前船寄港地・船主集落をテーマに追加認定の申請を行ったところであります。

これには、既に、加賀市、輪島市、小松市、金沢市をはじめとする全国45の自治体が認定を受けておりますが、今回の追加認定には、本町と白山市、泉佐野市の3市町が申請しており、本年5月に認定される見込みとなっております。

認定された暁には、関係自治体との連携を図りながら本町の歴史遺産を全国に情報発信し、さらなる交流人口の拡大に繋げていきたくと考えております。

そのほか、特別会計及び企業会計においては、住民の重要なインフラである水道の老朽管の更新や配水池等の耐震化を着実に進めていくとともに、下水道施設

の機能強化を図り、さらには、町立富来病院の電子カルテシステムの更新等、住民生活に直結する施策を積極的に推進し、住民福祉の向上を図っていきます。

以上、新年度予算案における主な施策を申し上げましたが、人口減少や高齢化、頻発する自然災害への対応といった課題に正面から取り組み、本町の魅力をさらに引き出し、情報発信していくため、各種施策を着実に推進していきます。

そして、何よりも町民の皆様が安心して幸せに暮らし、将来に希望が持てる能登ナンバーワンのまちづくりを目指して、全力で取り組んでいきますので、議員各位におかれましては、今後とも、ご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

それでは、本定例会に提案しました案件について、ご説明申し上げます。

案件は、専決処分の報告が1件、令和元年度一般会計補正予算をはじめとする議案が34件、合わせて35件であります。

以下、その大要について、ご説明申し上げます。

まず、報告第2号専決処分の報告については、昨年、10月18日町職員が新築家屋の現地調査中、2階ホールで天井高を測定していたところ誤って調査用図面を挟んだプラスチック製決裁板を落下させ、階段の踏み板を破損させた事故について、本年1月20日に和解が成立しその損害を賠償したので、地方自治法第180条第2項の規定により議会に報告するものであります。

続いて、議案第2号から議案第9号までは、令和元年度の各会計の補正予算であります。

議案第2号 令和元年度志賀町一般会計補正予算（第5号）については、国の補正予算に伴い、緊急に実施すべき事業費の計上のほか、年度末の事業精算見込みにより、所要額を補正するものであります。

歳入では、国庫補助金などの増額を主とし、歳出では、国の補正に伴う学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業、社会資本整備総合交付金事業などを追加する一方で、各事業の精算見込みに伴う事業費の減額を行うなど、所要額の補正のほか、繰越明許費及び地方債の補正を行うものであります。

議案第3号から議案第9号までは、令和元年度の特別会計及び事業会計の補正予算であり、いずれも事業の確定及び精算見込みにより、所要額を補正するものであります。

議案第10号から議案第22号までは、条例の制定及び一部改正についてであります。

議案第10号 志賀町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例については、地方自治法等の一部改正に伴い、地方公共団体の長等の当該地方公共団体に対する損害賠償責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、賠償責任額から職責その他の事情を考慮し、条例で定める額を控除して得た額を免責する旨を定めることができるとされたことから、新たに条例を制定するものであります。

議案第11号 志賀町印鑑条例の一部を改正する条例については、成年被後見人等の権利の制限にかかる措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が施行され、国の印鑑登録証明事務処理要領が改正されたことに伴い、要件を満たした成年被後見人は印鑑の登録ができることに改められたことから、印鑑の登録資格等にかかる規定について、所要の改正を行うものであります。

議案第12号 志賀町監査委員条例の一部を改正する条例については、地方自治法等の一部改正に伴い、引用している条項にずれが生じることから所要の改正を行うものであります。

議案第13号 志賀町固定資産評価審査委員会条例及び志賀町行政不服審査条例の一部を改正する条例については、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正に伴い、法律の名称及び引用している条項について、所要の改正を行うものであります。

議案第14号 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例については、本年4月1日より会計年度任用職員制度が施行されることに伴い、地方公務員法が一部改正され、サービスの宣誓について、会計年度任用職員の任用形態や任用手続きに応じた方法で行うことができるとされたことから、所要の改正を行うものであります。

議案第15号 志賀町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴い引用している条項にずれが生じることから、所要の改正を行うものであります。

議案第16号 志賀町保育所条例の一部を改正する条例については、今年度を

もって志加浦保育園を廃止するにあたり、所要の改正を行うものであります。

議案第17号 志賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、地方税法施行令等の一部を改正する政令の公布に伴い、基礎課税額にかかる課税限度額の基準について所要の改正を行うものであります。

議案第18号 志賀町農林水産事業分担金等徴収条例の一部を改正する条例については、農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律が施行され、関係政令の整備に関する政令が改正されたことに伴い、土地改良法施行令を引用している条項にずれが生じることから、所要の改正を行うものであります。

議案第19号 能登リゾートエリア増穂浦条例の一部を改正する条例については、本年4月1日から能登リゾートエリア増穂浦の指定管理者の変更を予定しており、指定管理者が自主的な経営努力を発揮しやすくするために施設の利用料金等について、所要の改正を行うものであります。

議案第20号 志賀町営住宅管理条例等の一部を改正する条例については、民法及び公営住宅法等の一部改正に伴い、連帯保証人の保証限度額の設定や認知症患者等である公営住宅入居者の収入申告義務の緩和や家賃の決定について、所要の改正を行うものであります。

議案第21号 志賀町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例については、地方自治法等の一部改正に伴い、引用している条項にずれが生じることから、所要の改正を行うものであります。

議案第22号 志賀町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例については、地方自治法等の一部改正に伴い、引用している条項にずれが生じることから、所要の改正を行うものであります。

議案第23号及び議案第24号については、志賀町道路線の認定及び変更についてであります。

議案第23号 志賀町道路線の認定については、石川県土地改良財産譲与承認に基づき、ふるさと農道整備事業及び広域営農団地農道整備事業で農道として整備した1万2,543メートルの道路を、新たに町道第3078号荒屋輪島線として、認定するものであります。

議案第24号 志賀町道路線の変更については、富来領家町区から国道249号へ結ぶアクセス道路として、既存の町道第1083号領家コミュニティー線の起点・終

点を変更するものであります。

議案第25号 能登リゾートエリア増穂浦の指定管理者の指定の期間の変更については、能登リゾートエリア増穂浦を指定管理している公益社団法人志賀町シルバー人材センターの指定期間を1年短縮し、本年3月31日までとするものであります。

議案第26号 能登リゾートエリア増穂浦の指定管理者の指定については、能登リゾートエリア増穂浦の指定管理者について、一般社団法人 志賀町観光協会を新たに指定管理者として指定するものであります。

議案第27号から議案第35号までは、一般会計ほか8会計の令和2年度の当初予算についてであります。

予算の内容については、説明を省略させていただきますが、細部につきましては、別途、予算審議の場においてご説明申し上げます。

以上、提出案件の概要説明とさせていただきますが、詳細については、議事の進行に従い、私又は関係職員が説明にあたりますので、議員各位におかれましては、何とぞ慎重なるご審議のうえ、適切なるご決議を賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明といたします。

寺井強議長 説明を終わります。

(休 会)

寺井強議長 次に、休会の件について、お諮りします。

議案調査等のため、明26日から3月2日までの6日間は、休会したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

寺井強議長 ご異議なしと認めます。

よって、明26日から3月2日までの6日間は、休会することに決しました。

次回は、3月3日午前10時から会議を開きます。

本日は、これにて散会します。

(午前10時35分 散会)

議 長 報 告

- 1 議長報告第3号
例月出納検査の結果について
(令和2年1月24日実施)

- 2 議長報告第4号
入札結果調書について
(令和2年1月16日 8件)
(令和2年2月6日 8件)